

海外販路開拓経費支援補助金 交付要項

はまだ産業振興機構

(趣旨)

第1条 この要項は、海外市場での取引拡大を通じた経済の活性化、雇用の維持及び拡大を図るため、海外販路開拓活動に取り組む浜田市内企業を支援する、海外販路開拓経費支援補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者等)

第2条 浜田市内に主たる事務所若しくは事業所を有する事業者で下表に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施する者（以下「補助対象者」という。）にあって、理事長が認めるものとする。また、予算の範囲内で補助金を交付する。

事業区分	交付の対象とする事業内容
海外販路開拓等活動	自社または2者以上のグループを構成して行う商品の海外販路開拓を目的とした以下の取組み ・商談会、展示会、物販等のプロモーションへの参加 ・その他目的達成に必要と認められる取組み

- 2 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率並びに補助限度額は、別表1の当該各欄に定めるところによる。
- 3 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 4 実施期間は、当該年度の3月31日までの間であること。

(交付申請等)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業計画書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、補助事業実施10日前までに理事長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の内容が確認できる書類
 - (2) 補助対象経費の確認ができる書類
 - (3) その他理事長が必要と認める書類
- 2 申請者は、補助事業終了後1ヶ月以内に、海外販路開拓経費支援補助金交付申請書兼請求書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、理事長に提出しなければならない。
 - (1) 収支決算書
 - (2) 補助事業の参加が確認できる書類（写真等）
 - (3) 領収書の写し
 - (4) 補助事業実績報告書（様式第3号）

(交付決定等)

第4条 理事長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、申請者に通知するものとする。この場合において、補助金の交付を決定したときは、当該申請者への補助金の振込をもって、当該通知をしたも

のとみなす。

(交付決定の取り消し等)

第5条 理事長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けた者に対し、その補助金の返還を命ずるものとする。

附 則

(施行日)

1 この要項は令和元年4月1日から施行する。

附 則

1 この要項は令和4年1月28日から施行する。

【問い合わせ先】

〒697-8501 浜田市殿町1 浜田市役所 4F

はまだ産業振興機構

TEL(0855)25-9502 FAX(0855)23-4040

別表 1

補助対象経費		補助率	補助限度額
区分	内容		
旅費	交通費及び宿泊費 ・浜田市を発着とする一往復分であること。 ・2名分までの旅費を対象とする。 ・交通費は、最短経路による妥当なもので、JR等公共交通機関の交通費、自動車利用時の燃料費及び高速利用料金とし、特別に付加された料金は対象外とする。燃料費については1km当たり23円を補助対象経費とする。 ・1泊当たりの宿泊費は、国外20,000円、国内10,000円を上限額とする。	1/2 以内	補助対象者 単年度通算 15万円
役務費	通訳費、翻訳費、試験・分析費等		
消耗品費	試作費、材料費等		
会場費	出展小間料、展示工事費、備品使用料等		
輸送費	展示品等輸送費、保険料等		
その他	前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める経費		

備考

- 1 消費税及び地方消費税相当額は対象外経費とする。
- 2 外貨での支払いに対する補助対象経費の算出にあたっては、クレジットカード支払い等の円換算による支払額が確認出来るものは、その金額を補助対象金額とする。両替後の現金支払いについては、両替明細書（紛失の場合は為替レート）を根拠とし、その算出方法は入国時及び出国時のレートを加重平均して算出した金額を補助対象金額とする。
- 3 販売用商品の輸送費は対象外とする。
- 4 国・県・その他団体の補助金等の交付を受けるものは対象外とする。